

# 岩手地方最低賃金審議会第2回専門部会議事要旨

岩手労働局

令和4年8月19日 午前10時00分～午後12時35分

主な審議事項 公開・**非公開**

- 1 全国の審議状況について
- 2 金額審議
- 3 その他

出席状況	公益	3 / 3
	労側	2 / 3
	使側	3 / 3

## 審議要旨

### 1 全国の審議状況について

審議状況の説明の前に令和4年8月5日に開催した第3回本審での目安伝達における質疑事項に対して、事務局より回答した。特に質問はなかった。

事務局より全国の審議状況について情報提供を行った。

### 2 金額審議

#### 【労働者代表委員の主張】

岩手県の最低賃金は現在 821 円であり、本県の令和3年の所定内実労働時間は 166 時間であることから年間では 1992 時間となる。これは令和3年賃金構造基本統計調査の都道府県別参考表1の男女計からの数字であり、月額換算で 136,286 円、年額換算で 1,635,432 円となるが、全国加重平均額と比較すると月額 18,260 円、年収 219,120 円の差がある。加えて、東京との比較をみると東京が月額 172,806 円、年収 2,073,672 円であることから月額 36,520 円、年収 438,240 円の差がある。最低賃金での比較で、岩手との地域間格差は、これくらいある。

また、岩手県の有効求人倍率は、岩手労働局の令和4年6月分発表で 1.31 倍と前月比 0.02 ポイント上回っており、新規求人倍率 1.93 倍と前月比 0.06 ポイント上回るなど雇用情勢においても「一部産業に持ち直しの動きがみられるものの、新型コロナウイルス感染症等の影響に引き続き注意する必要がある」としているが、全国平均を上回っている現状があることから一定の経済活動が進んでいるものと考ええる。

データでは、盛岡市消費者物価指数令和4年6月分の発表では、前年同月比 2.3% の上昇と月を追うごとに上昇を続けている。

これらのことから、経済に動きが見られてきていると考える。

岩手県の最低賃金は東北で最下位、全国でも下位であることから、最低賃金を改善することによって県民生活を守ることが当然と考えている。

県内経済の好循環を導くことが不可欠であること、人口流出や人材確保の観点からも「人への投資」が必要であること、貧困世帯の解消など岩手で働く全ての労働者が安心して暮らすことができるよう状況を少しでも改善するためには、大幅な最低賃金の引き上げが必要である。

政府の方針は、「より早期に全国加重平均 1,000 円にすることを目指す」とされていることに変わりなく、それに向けた着実な一歩とならなければならないとして、中賃の目安額Dランク 30 円と示されたこと、インフラ関連使用料の上昇や原材料の高騰による物価上昇に加え、東北最下位からの脱出と、地域間格差の縮小を根拠に、一昨年から 5 年間で 1,000 円とすることを目標にし、2 年連続で考え方として示してきた。本年においてもそのことに変わりなく、昨年 28 円の実績を踏まえた年でもあり、本年度は、1,000 円-821 円=179 円を 2 年経過したことから 3 年で実現させるため 60 円 ( (1,000 円-821 円) ÷ 3=59.6 円端数切上げ ) の引上げを提示する。

#### 【使用者代表委員の主張】

使用者側の基本的考え方は、第1回専門部会審議結果で明らかにしたとおりであり、最低賃金の審議については、県内の中小企業・小規模事業者の実情をきちんと把握して審議しなければならないとする基本的考え方は同様である。

また、最近のデータとしては、新聞報道等で企業物価指数7月分は 8.6% と指数では過去最高と報じている。

また、県内の中小企業を所管している県内の中小企業団体中央会で行っている景況調査では、6月分までのデータであったが、新しい7月分の景況調査では製造業が上向きの傾向を示しつつも、非製造業は引き続き悪化の傾向を示し全産業ではマイナスが引き続いていくといった直近のデータもある。

コロナ禍での経済活動の一定の動きはみられるものの、まだまだ企業体力等については回復に至っていない。

使用者側の主張は、従来から各種統計等に基づく調査審議を行うべきと主張してきた。

具体的な状況としては、中小企業の賃金の引上げの実態を示しており、また、生計費、賃金、通常の支払い能力を総合的に表すと考えられる令和4年度賃金改定状況調査第4表を重要視すべきと考え、第4表の賃金上昇率全国計の1.5%の上昇であることから12円(821円×1.5%=12.3円端数切捨て)の引き上げを提示する。

#### 【審議経過】

労使の主張に対する審議が進められ、部会長より、提示金額の開きが大きいので、相互の主張を含めて再検討する時間を休憩時間として15分設けるので、労使相互の主張を含めて再検討する提案があり、労使ともに承諾した。

#### 【使用者代表委員の主張】

使用者側としては、労働者側委員から主張と部会長からの助言も勘案して、基本的考え方としては、最低賃金を上げたくないということだけでなく、今の経済情勢からすれば、やむを得ないと考えでの提案であり、中小・小規模事業者に対し急に賃金を上げるとしても原資がない状況で、人件費がひっ迫し企業経営まで影響するということが最大の懸念である。

政府の骨太方針2022をよく読むと、人への投資のためにも賃金の引き上げは、重要な政策決定事項となっている。最低賃金の引き上げに必要な環境整備を一層進めるためにも、事業再構築、生産性向上に取り組む中小企業への、きめ細かな支援や取引適正化等に取組むとしている。

これからすると、中小・小規模事業者への対策として、賃金を上げる環境整備、生産性向上のための施策の拡充や充実がなされて、初めて多くの企業が賃金引上げできる環境に行き着くと考える。

労働者側委員から、国からの施策を展開することが重要との意見があったが、使用者側としても同じ意見であり、使用者側としては国からの施策を前提に検討し、令和4年度賃金改定状況調査第4表の賃金上昇率Dランク1.9%の上昇であることから15円(821円×1.9%=15.5円端数切り捨て)を再提示する。

#### 【労働者代表委員の主張】

使側の再提案を受け、労側としても、柔軟な姿勢を見せたいと考える。

労側としての基本姿勢として考えたいのは、東北最下位で本当にいいのかとの思いがあり、使側の考えと違いがあるかもしれないが、そこは重要なポイントとして主張したいと考える。

東北最下位から考えれば、青森、秋田、宮城に囲まれた岩手としては、人口流出しやすい環境にあるということもあり、東北最下位でいいのかという思いがある。

岩手県は労働時間が長いことが立証されており、中賃の目安小委員会で出された「常用労働者1人平均月間総実労働時間と所定労働時間の推移」からすると、令和2年のデータで総労働時間は岩手が月149.7時間、山形が148.3時間、青森が146.4時間、秋田が147.5時間と、岩手は最低賃金が最下位なのに労働時間が一番長いといった結果が出ている。

最低賃金が安いから労働時間が長いという訳ではないと思うが、岩手は他県と比べ働きすぎであると感ずる。

また、所定外労働時間に関しても岩手が多く、同じく中賃の目安小委員会の資料からすると、岩手は10.5時間、山形が10.2時間、青森が10.1時間、秋田が8.4時間ということで、会社の状況は様々ではあるが、生産性には良くない。これは、企業として時間外をいかに減らすかということで、コストダウンも考えなければならない。

やはり、人口流出を含めた考えの中で行くと、東北最下位は脱出しなければならない。

また、消費者物価指数については、使用者側が賃金改定状況調査第4表などにこだわるが、中賃の目安小委員会で出した都道府県統計資料編の令和3年4月の各種関連指数(ランク別・都道府県別)をみると、標準生計費の岩手が268,020円と東京の263,130円を上回っている状況にある。これを見れば岩手はB・Cランクにも近づける状況にあると思っている。

この点からも、岩手の生計費は他県より高いと考えられ、使用者側からも賃金を上げないということではないと発言もあったが、パートの在り方とか全体を考えれば、最低賃金を一気に上げるとまでは言えないが、上げることが必要なことは労使ともに認識していると思っている。

労働者側としては、最低限必要な額として前回60円を提示したが、使用者側の歩み寄りもあり、大譲歩して、令和4年5月の岩手県の消費者物価指数3.2%の上昇率を加味し27円(821円×3.2%=26.27切り上げ)と連合岩手が調査した時間給で働く方の賃金上昇率2.24%の19円(821円×2.24%=18.39切り上げ)を加えた46円を再提示する。

#### 【公益代表委員】

使用者側からは、第4表の賃金上昇率全国計からDランクとして再提案があり、岩手の実情に即したものと考える。また、労働者側の再提示は、消費者物価指数を基礎とする考えがあり、もし、労使から考えとして示されなかった場合、公益からの情報として示そうと考えていたが、消費者物価指数は従来、デフレ懸念で緩やかに上がったり下がったりを繰り返していたのであまり重視しなかった。現在、昨年までは無かった形で物価の上昇が進んでおり、3原則の生計費とみるか、実質賃金の目減り分とみるかはあるが、今回は労使ともに物価上昇分も考えていただき

たい。どのような数字を見るかはあるが、例えば何月分ということだけでなく、3か月平均などの数字でバランスをとっていただきたい。

労働者側については、時間給の賃金上昇率に何が含んでいるかわからないので、そのまま物価上昇率を足していいものかわからないが、従来までは、物価上昇分や実質賃金の目減りはないものとして考えていたが、今回は物価上昇によって実質賃金が下がり現状維持もままならないことも含め労使ともに再度検討してほしい。コロナ禍の物価について検討してほしい。

労働者側の生計費をどう考えるのか、連合リビングウエイジで見るのか、他のデータを使用するのはあるが、一気に差は縮めることは難しいと考える。

使用者側の主張として、支払い能力とその原資を岩手として重要視したいことはわかるが、出発点としては3要素があるので、どこにどれくらいのウエイトをかけるかといったことが問題となる。第4表のみを参考とするだけでなく再検討をお願いしたい。

また、人材の流出、人材確保と地域格差是正についての地方の在り方についても検討してほしい。

労使とも提示額の差が大きいので、3要素のどこにどれくらいのウエイトをかけるかといったことを踏まえ、歩み寄りがみられるよう、次回までに再検討するようお願いしたい。

### 3 その他

なし。

#### 次回開催日

会議名	令和4年度岩手地方最低賃金審議会第3回岩手県最低賃金専門部会
日時	8月22日 午後1時30分
場所	盛岡第2合同庁舎3階共用会議室
主な議題	金額審議